

組織規則

令和3年4月6日
研究会理事会制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この組織規則（以下、「規則」という。）は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）の組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

第2章 組織

(組織)

第2条 本研究会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 委員会

(組織図)

第3条 本研究会の組織は、別表組織図の通りとする。

(決議機関)

第4条 決議機関として、総会と理事会をおき、法令又は定款・諸規程で定められた事項について決議する。運用等は別に定める。

(委員会)

第5条 委員会は、以下の通りとする。

2 本研究会会員により構成される常設委員会を以下に定め、その詳細は別に定める。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 機関誌調整委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 研究推進委員会
- (6) 国際委員会
- (7) 理学療法標準化検討委員会
- (8) ガイドライン委員会
- (9) その他

3 理事会は、あらかじめ期間を定めた上で、特別委員会を設置することができる。詳細は

別に定める。

4 理事長は、あらかじめ期間を定めた上で、必要に応じて諮問委員会を設置することができる。詳細は別に定める。

5 総会の下に、次の委員会をおき、その詳細は別に定める。

(1) 選挙管理委員会

(委任)

第6条 この規則に定めない事項については、理事長の定めるところによる。

附則

1 本規則は、この研究会の設立登記日より施行する。

決議権 決裁権 執行権

決議事項と決裁権	社員 総会	理事 会	理事 長	副理 事長	理事	委員 長	備考
会員となる資格及び 会費の額	○						
会員の除名	○						
理事及び監事の選任 又は解任	○						
貸借対照表及び損益 計算書（正味財産増 減計算書）の承認	○						
財産目録の承認	○						
名誉会員の承認	○						
定款の変更	○						
解散及び残余財産の 処分	○						
その他社員総会で決 議するものとして法 令又はこの定款に定 められた事項及び理 事会で必要と認めた 事項	○						
事業計画・予算・補正 予算		○					
細則・規程等の追加・ 変更（内規やマニユ アルを含む）		○					原則、原案は総務委 員会作成とし、変更 案については関係す る役職者が作成
理事長・副理事長の 選定		○					副理事長は理事長推 薦
会員資格の承認		○					専門会員，一般会員， 学生会員
事業計画の承認		○					理事長が作成
収支計算書等		○					理事長が作成

補正予算		○					理事長が作成
事業報告及び決算		○					理事長が作成
委員会委員長・委員の承認		○					
共催・協賛・後援の承認		○					後援についてはメール審議も可能
委員会からの答申		○					委員長が答申案・理事が議案作成
短期借入・重要な契約等		○					500万円以上のリース契約を含む
総会決議を必要としない規程		○					
派遣・推薦		報告	○				理事や委員長が推薦する
常設委員会事業の変更		報告			○		委員長が案を作成
理事会からの付託議案		報告					
委員会内での予算流用		報告			○		
予備費の使用		報告	○				理事や委員長が案の作成
事業計画に沿った事業遂行						○	理事が執行する
各種会議開催命令			○		○	○	
公印作成決裁			○				
重要とはいえない契約			○				500万円未満のリース契約等
代表権			○				
帳簿書類の破棄		○					一人の副理事長に全ての管理責任を一任
会計(財務)管理責任		報告		○			
個人情報管理責任		報告		○			
文書管理責任		報告		○			
公印管理責任		報告		○			